

スマートカードローン当座貸越根保証制度（略称：スマートカード）の創設について

（平成31年(2019年)4月1日～）

本制度は、中小企業のお客さまの経営に必要な資金を当座貸越により反復継続的かつタイムリーに供給するための保証制度です。従来の当座貸越形式の融資は利用する際に一定水準以上の金融機関取引実績を求められるなど敷居の高い面がありますが、当保証制度をご活用いただくことによって、より身近な形で当座貸越をご利用いただけます。

保証制度の概要は以下のとおりです。

なお、本制度のご利用申込にあたっては、事前にお取引金融機関に取扱いの有無をご確認ください。

○スマートカードローン当座貸越根保証制度（略称：スマートカード）の概要

- 保証対象者 以下の要件をすべて満たす中小企業者
(1)与信取引（信用保証付融資を含む）がある。
(2)法人の場合は①、個人の場合は②に該当している。
①直近の決算において、経常利益を計上している又は債務超過でない。
②直近の決算において、所得金額がある。
- 融資限度額 500万円
- 保証期間 1年
- 責任共有 責任共有対象
- 返済方法 約定弁済または随時弁済
- 保証料率 次の保証料率を適用

保証料率	保証料率区分（無担保の場合）								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	1.62%	1.49%	1.32%	1.15%	0.98%	0.85%	0.68%	0.51%	0.39%

- 貸付利率 金融機関所定の利率
- 担保 原則として不要
- 保証人 原則として法人代表者のみ
- その他
 - ・更新は新規申込手続（継続新規）による。
 - ・創業カードローン当座貸越根保証制度（略称：アーリーカード）との併用は不可。

（お客さま向けのリーフレットをご用意しています。リーフレットは[こちら](#)をご覧ください）